

加西市空き家財道具等処分支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家バンクの利活用を図るとともに、移住・定住及び関係人口の増加を促進するため、空き家バンクに登録申請する空き家（以下「登録物件」という。）に係る家財道具等の処分、清掃等を行う所有者等に対し、予算の範囲内において行う補助金の交付について、加西市補助金等交付規則（平成30年加西市規則第1号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 加西市空き家情報登録制度「空き家バンク」実施要綱（平成27年訓令第13号。以下「空き家バンク要綱」という。）第5条の規定により登録している空き家をいう。
- (2) 空き家バンク 空き家バンク要綱第2条第3号に規定する空き家バンク制度をいう。
- (3) 所有者等 空き家バンク要綱第2条第2号に規定する所有者等をいう。
- (4) 市内業者 補助金の交付申請日において、加西市内に主たる事業所等を有する個人または法人をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている個人とする。

- (1) 空き家の所有者等であること。
- (2) 自己の4親等外の者に対する売買又は賃貸を目的として補助対象物件を空き家バンクに登録する者。
- (3) 不動産業を営む者でないこと。
- (4) 市税等を滞納していないこと。
- (5) 当該補助対象物件に対し、この要綱による補助金の交付を受けたことがないこと。
- (6) 加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員密接関係者でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、市内業者が行う次に掲げる事業に要する経費とする。

- (1) ごみの収集、運搬及び処理に要する経費
- (2) 家財等の処分に要する経費
- (3) 空き家又は敷地の清掃に要する経費
- (4) 敷地内の樹木伐採、草刈等に要する経費
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の10分の10に相当する額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を上限とする。

（交付の申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業を行う前に補助金交付申請書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（別記様式）
- (2) 見積書
- (3) 現況写真（補助対象事業を行う前の空き家及びその敷地の状況が分かるもの）
- (4) 申請者が所有者等であることを証する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 市長は、前条に規定する交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に対して補助金交付決定通知書により通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付することが適当でないと認めるときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の内容変更等）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）が、前条の規定による交付決定後にその内容等を変更し、又は交付決定を取り下げようとするときは、補助金変更等承認申請書に關係書類を添えて、遅滞なく市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受理したときは、当該申請に係る書類等を審査し、適当と認めるときは、補助事業者に対して補助金変更等承認通知書により通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から30日以内又は当該年度の3月末日のいずれか早い日までに、実績報告書に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業に要した経費の内訳が確認できる書類及び領収書の写し

(2) 現況写真（補助対象事業実施後の空き家又はその敷地の状況が分かるもの）

(3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 10 条 市長は、前条に規定する実績報告書を受領したときは、当該申請に係る書類等を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対して補助金交付確定通知書により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 11 条 補助事業者は、前条に規定する通知を受けたときは、補助金請求書により補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第 12 条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 13 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、災害その他特別の事情があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正行為により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) 補助金の交付を受けた日から起算して3年を経過する日までの間に空き家バンクの登録を取り下げたとき。ただし、当該3年間に迎える日までに自己の4親等外の者と売買又は賃貸の契約を締結することとなった場合はこの限りではない。

2 市長は、交付決定を取り消したときは、補助事業者に対して補助金交付決定取消通知書により通知するものとする。

（補助金の返還）

第 14 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書により、期限を定めてその全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する補助金の交付の申請を行った事案については、同日後もなおその効力を有する。